

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月14日

【会社名】 株式会社タダノ

【英訳名】 TADANO LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 氏家 俊明

【本店の所在の場所】 香川県高松市新田町甲34番地

【電話番号】 高松 (087)839 - 5555 (代表)

【事務連絡者氏名】 理事 経理部長 橋本 勝久

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町2丁目2番地1 KANDA SQUARE 18階

【電話番号】 東京 (03)6811 - 7188 (代表)

【事務連絡者氏名】 国内管理部長 山根 信之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2025年2月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社であるタダノ・ファウン GmbH及びタダノ・デマーグ GmbHへの出資金について、両社の財政状態を勘案し、2024年12月期の個別決算において、関係会社出資金評価損として17,004百万円を特別損失として計上いたします。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年12月期の個別決算において、関係会社出資金評価損として17,004百万円を特別損失として計上いたします。

なお、当該関係会社出資金評価損は、連結決算においては消去されるため、2024年12月期の連結業績に与える影響はありません。